

### 3 基本方針

国が示した基本指針における障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方を踏まえながら、必要な障害福祉サービス等を提供するための体制の計画的な整備に努めます。

#### (1) 訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）の充実を図り、必要な訪問系サービスの保障に努めます。

#### (2) 希望する障がいのある人への日中活動系サービスの保障

希望する障がいのある人等に日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センター）の充実を図り、希望する日中活動系サービスの保障に努めます。

#### (3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。また、地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点の整備を図ります。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めていくとともに、市内の企業における障がい者雇用に対する理解の促進に努めます。

#### (5) 相談支援体制の充実

障がいのある人の自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、相談体制の構築が必要であるため、基幹相談支援センターを中心とした相談体制のさらなる充実に努めます。

#### (6) 障がいのある子どもを支援する体制の確保

子ども・子育て支援法に基づく教育、保育等の状況を踏まえ、障がいのある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援が身近な地域で提供できる体制の構築に努めます。

### 3 地域生活支援拠点等の整備

第4期赤穂市障がい福祉計画策定時の国の基本指針において、市町村または各圏域で少なくとも一つを整備することが目標となっています。本市においては、平成29年度に基幹相談支援センターを開設し、市内のサービス提供事業所や関係機関と顔の見える関係性を築くとともに、拠点整備に向けた検討を進めています。

整備にあたって、第5期障がい福祉計画期間中に、相談支援の充実、緊急時の受入れ体制の確保や、親亡き後の生活、余暇支援の確保等について関係機関や関係団体と協議を進めるなど、拠点のあり方について検討していきます。

### 4 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行に関する目標として、国の基本指針では

- ① 平成32年度中に平成28年度実績の1.5倍以上が福祉施設から一般就労へ移行することを基本とする。
- ② 平成32年度末における就労移行支援事業の利用者を平成28年度末の利用者から2割以上増加することをめざす。
- ③ 平成32年度末において就労移行支援事業の利用者のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることをめざす。
- ④ 就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。

とされています。

国の基本指針に即し、平成28年度の実績を踏まえ、以下の通り目標を設定します。

#### 目標数値

項目	数値	考え方
平成28年度の福祉施設から一般就労への移行者(A)	9人	
平成28年度末の就労移行支援の利用者(B)	7人	
平成28年度末の就労移行支援事業所(C)	3か所	
平成32年度の福祉施設から一般就労への移行者	14人	(A) × 1.5倍 = 13.5人
平成32年度末の就労移行支援の利用者(B)	9人	(B) × 2割 = 1.4人 1.4人 + 現在の利用者 = 8.4人
就労移行率の高い支援事業所の増加 (就労移行率3割以上の事業所を全体の5割以上)	2か所	(C) × 5割 = 1.5か所